

2026年10月1日からハラスメント対策が義務化！

事業主 がやるべき

ハラスメント対策とは？

～労働者の人権と改正労働施策総合推進法のポイント～

会社経営者・人事労務担当者はもちろん、
労働者の方も必見！

「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律」の改正により、2026年10月1日から、事業主にはハラスメントを防止するための雇用管理上必要な措置を講じることが義務化されました。

この講座では、ジェンダー平等の視点から、職場におけるハラスメント対策や、さらなる女性活躍の推進等の対策について学び、多様な労働者が活躍することができる職場環境づくりの整備について講師が解説します。



講師 藤平 多花子氏
(社会保険労務士、三浦フラワー
社会保険労務士事務所代表)

令和8年
12/8
(火)

15時00分～16時30分
三浦商工会議所 4階 会議室
(三浦市三崎3丁目12番19号)

対象：この講座に興味のある方
参加費無料

☆☆講師プロフィール☆☆

三浦市生まれ、三浦市育ち。社会保険労務士として、神奈川県・東京都を中心に活躍し、労務管理に関する相談、指導等を行っているほか、「仕事と病気の両立」や「育休と仕事の両立」「パワー・ハラスメント対策」等の課題研究にも精力的に取り組んでいる。また、労務管理の難しい大手IT企業での企業研究を行い、企業講師を務める等、アンコンシャス・バイアスによる決めつけの払しょくに尽力している。

《主催》三浦市 《共催》三浦商工会議所

《申込み・問合せ》

氏名（ふりがな）、住所、性別、年齢、電話番号、メールアドレス、
（企業に所属している場合）職務や部門（任意）を三浦市市民協働課に、電子メール、電話、直接、または右記二次元コードから電子申込フォームに進んでお申し込みください。

* 提供していただいた個人情報は、適切に管理し、講座開催目的以外に使用しません。

《電子申込フォーム》



《申込期間》令和8年11月1日（日）から令和8年12月6日（日）

《場 所》三浦商工会議所 4階 会議室（三浦市三崎3丁目12番19号）

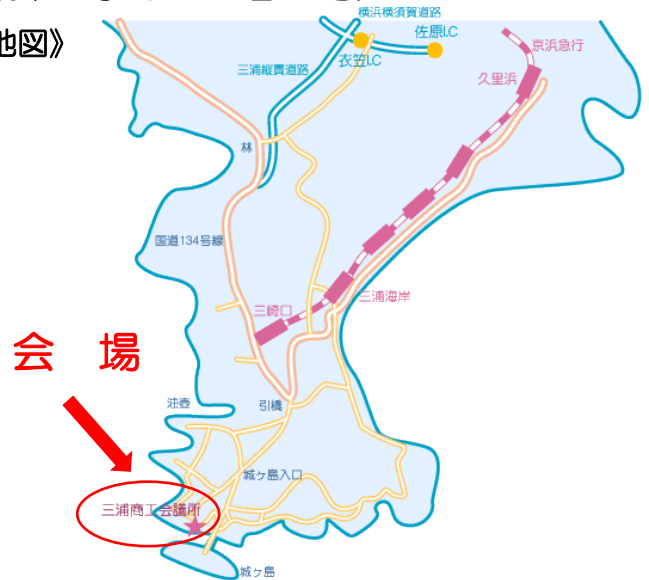
《定 員》30名（先着順）

《会場地図》

《持ち物》なし

《アクセス》

公共機関をご利用の場合



お車の場合

敷地内駐車場3台

タイムパーキング新会館5台（リパーク三崎港）、

旧会館跡地14台（リパーク三崎港第2）

（受講された方に無料サービス券をお渡しします。）

《三浦市ホームページ》

https://www.city.miura.kanagawa.jp/soshiki/shiminkyodoka/danjo/20261208_kouza.html



《申込み先》

三浦市市民部市民協働課

住所：〒238-0298 三浦市城山町1番1号

電話：046-882-1111（内線315）

EX-ル：shiminkyodo0101@city.miura.kanagawa.jp

